

社会保険ひろしま

第903号

- 【ご案内】 被保険者資格取得届への個人番号の記載が義務化されました
- 【ご案内】 賞与支払届を忘れずにご提出ください
- 【ご案内】 年収の壁に取り組む企業への支援強化パッケージが始まりました！
- 【ご案内】 令和6年1月から一部の届出様式が変更となります
- 年金日より
- 定期健康診断(事業者健診) 結果データのご提出をお願いします
- オンラインセミナー (Zoom ウェビナー) のご案内
- 令和5年度被扶養者資格再確認のお願い
- 第三者の行為によるけがで健康保険証を使用される場合は協会けんぽへ届出が必要です！



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和5年9月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		60,226	59,282
船舶所有者数		248	331
被保険者数	男性	507,782人	381,291人
	女性	337,142人	262,197人
	船員	2,952人	3,248人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内

被保険者資格取得届への個人番号の記載が義務化されました

令和5年9月29日に「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令」が公布・施行されました。

「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」には個人番号（マイナンバー）（基礎年金番号を有する方は、個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号）を必ず記入してください。個人番号（マイナンバー）、基礎年金番号のいずれも記入がない場合は、返戻します。

- ※1 基礎年金番号を有する方で、個人番号（マイナンバー）、基礎年金番号のいずれも確認できない場合は「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」にあわせて「基礎年金番号通知書再交付申請書」をご提出いただくことで事務処理をしておりましたが、令和5年9月29日以降は個人番号（マイナンバー）、基礎年金番号のいずれも記載がない場合は返戻しています。
- ※2 短期在留外国人等、個人番号（マイナンバー）も基礎年金番号も有していない方の場合は、引き続き従来の手続きをお願いします。

ご案内

賞与支払届を忘れずにご提出ください

被保険者に賞与を支払ったときは、**支給日から5日以内**に「賞与支払届」の提出が必要です。届出の内容は厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、賞与を支払ったときは届出もれがないようにご注意ください。

※ 賞与支払予定月を日本年金機構に登録している事業所には、被保険者の氏名や生年月日等を記した届出用紙または電子媒体を、予定月の前月に送付します（送付を希望しない事業所を除く）。

なお、登録いただいた賞与支払予定月に賞与を支払わなかった場合は、「賞与不支給報告書」をご提出ください。

記載は右図のとおり、①賞与支払年月の欄に不支給となった年月を記入してください。

賞与支払情報		賞与不支給報告書	
賞与支払予定年月	9. 令和 年 月	賞与不支給報告書	
① 賞与支払年月	9. 令和 05 12 月	不支給となった年月を記入してください。	
② 支給の状況	1. 不支給		

ご案内

年収の壁に取り組む企業への支援強化パッケージが始まりました！

パート・アルバイトで働く方が、社会保険加入にともなう保険料負担を理由に就業調整を行う、「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しする「**年収の壁・支援強化パッケージ**」が始まりました。

<パッケージの主な内容>

- パート・アルバイトで働く方の厚生年金や健康保険の加入にあわせて、手取り収入を減らさない取り組み（賃上げ・労働時間延長・手当支給）を実施する企業に対し、労働者1人当たり最大50万円の支援をします。
- 事業主が社会保険適用にともない手取り収入を減らさないよう手当（社会保険適用促進手当）を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。
- パート・アルバイトで働く方が繁忙期に労働時間を延ばしても、一時的な収入変動であることを事業主が証明することで、引き続き被扶養者認定が可能です。

また、上記パッケージの各種支援も含め、パート・アルバイトの方の厚生年金等の加入に関するご相談に専門家を派遣（無料）します。

詳しくは厚生労働省HPをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html



◆令和6年1月から以下の届出様式のレイアウトが変更となります。

<対象届書>

- ・厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書（終了届）
- ・厚生年金保険被保険者 ローマ字氏名届
- ・国民年金第3号被保険者 ローマ字氏名届
- ・個人番号等登録届

◆新しい届出様式の詳細は、令和5年12月中旬頃に日本年金機構ホームページへ掲載します。

様式変更対象の届書を令和6年1月以降に提出する場合は、変更後の届出様式を使用するようお願いいたします。



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2つに区分されており、ここでは事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

【職域型年金委員とは】

委嘱対象者	主に適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 など

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いいたします。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

「年金委員制度」の詳細や「出張相談」の開催場所・日程等は、下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X (旧Twitter) @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>



協会けんぽ

広島支部からの お知らせ

2023年

11月

加入者の皆様へお知らせ
いただきますようお願いいたします

生活習慣病予防健診以外の健診を利用されている事業所様へのお願い

定期健康診断(事業者健診)結果データのご提出をお願いします

協会けんぽでは、健康増進に向けた取組みとして、40歳以上の被保険者(ご本人)様の定期健康診断結果データのご提出をお願いしています。(生活習慣病予防健診を受診している場合は不要です)

提出データ **40歳～74歳**の被保険者(ご本人)様の定期健康診断(事業者健診)結果データ

提出の
メリット

メリット **01** **健康サポート
(特定保健指導)が
無料で受けられます!**

メリット **02** **事業所ごとの健康課題を
見える化した
「ヘルスクア通信簿」に
データが反映されます!**
※対象は被保険者10名以上の事業所様

メリット **03** **マイナポータル上で
健診結果を閲覧できる
ようになります!**
※マイナンバーカードによる
健康保険証利用の申込みが必要です。

①の手続き方法が
簡単!
おすすめです!

提出方法 (①～③のいずれか)

① 同意書を利用し提供

「同意書」を協会けんぽへ郵送でご提出ください。

同意書を提出いただくことで、健診結果データの作成を協会けんぽが健診機関に依頼します。

※協会けんぽと事業者健診結果データ提供の契約を結んでいない健診機関で受診されている場合は、事業所様へ②、③の方法をお願いする場合がございます。



同意書の
様式はこちら

② 健診結果の写し(紙媒体)を提供

健診結果の写し(紙媒体)を郵送でご提出ください。

※健診結果の記載内容によっては同意確認書が必要です。

③ データで提供

健診結果のデータが入ったCD(DVD-R)を郵送でご提出ください。

事業主様が定期健康診断の結果を提出することは法律により義務付けられています。
法定の手続きとして制度化されているため、個人情報保護法上も問題ありません。



専門講師による

オンラインセミナー(Zoomウェビナー)のご案内

参加費
無料

先着500名

▶事業主様・健康づくりご担当者様 向け **メンタルヘルスセミナー**

内容

- ①メンタルヘルスに関する基礎知識
- ②従業員の事例性及び職場環境等の把握と改善
- ③従業員のメンタルヘルス不調への気づきと対応
- ④従業員からの相談への対応
- ⑤休職から職場復帰までの支援

開催日時

1回目	11/28	火	10:00～12:00
2回目	12/ 5	火	13:00～15:00

※どちらの開催日も内容は同じです。

▶睡眠改善・生産性向上にご興味のある方 向け **睡眠改善セミナー**

内容

- ①睡眠の重要性・睡眠不足が怖い理由
- ②睡眠の量と質
- ③今日からできる!睡眠改善法



開催日時

1回目	11/29	水	10:00～12:00
2回目	12/12	火	13:00～15:00

※どちらの開催日も内容は同じです。

お申込みはこちら
(広島支部ホームページ)



後日、動画での見逃し配信もございます。
見逃し配信の視聴をご希望の方も、上記二次元コードからお申込みください。

令和5年度 被扶養者資格再確認のお願い

協会けんぽでは、被扶養者様が現在も被扶養者資格を満たしているかを再確認するため、「被扶養者状況リスト」をお送りしております。保険料率の引き下げにつながる大切な確認です。必ず期限までのご提出をよろしくお願いいたします。

提出の流れ

STEP/ 01 事業所様宛てに「被扶養者状況リスト」を送付



※該当者がいない事業所様にはお送りしておりません。

STEP/ 02 扶養の状況を確認

確認の結果	提出書類
解除となる被扶養者が いる 場合	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者状況リスト 被扶養者調書兼異動届 保険証
解除となる被扶養者が いない 場合	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者状況リスト

CHECK!

STEP/ 03 返信用封筒で協会けんぽへ提出



提出期限

令和5年
12月8日(金)

令和4年度
実施結果

被扶養者の解除人数 **7.8万人**
高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) **約9億円**

ご協力ありがとうございました



第三者の行為によるけがで健康保険証を使用される場合は協会けんぽへ届出が必要です!

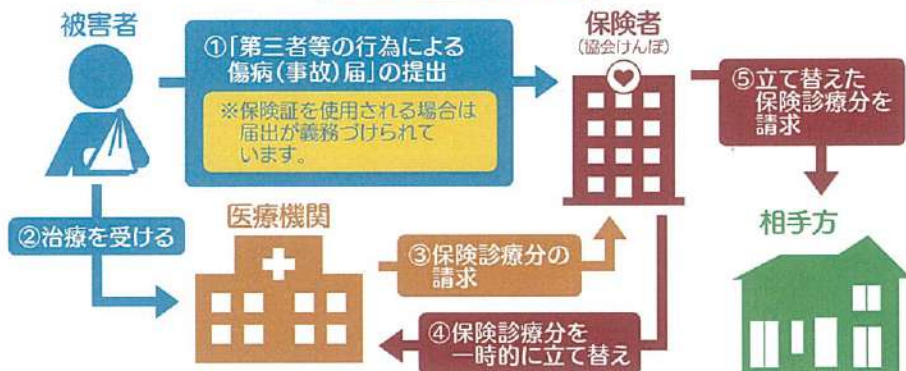
このような時は届出が必要です!

- ◆ 相手がいる交通事故にあった
- ◆ 他人が飼っている動物に咬まれた
- ◆ 自損事故の車に同乗した
- ◆ 他人からの暴力を受けた など



申請書はこちらからご確認ください

手続きの流れ



? 届出はなぜ必要?

自動車事故等の第三者による行為によってケガをしたときの治療費は、加害者が負担しなければならないため、届出をお願いします。

従業員の皆様へ
周知をお願いします

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2023年11月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問い合わせ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30~17:15
※おかけ間違いにご注意ください



今月の TOPICS

医療費情報をインターネットからご確認いただけます!

医療費控除の申告手続きに使用可能な「医療費のお知らせ」をインターネットで確認できます。サービス利用開始月の翌月21日頃より、最大2年分の情報を照会できますので、ぜひご利用ください。

ご利用方法についてはこちらから▶

